

平成25年10月26日

スマホ、タブレット時代の画面の保護 ～意匠法の動向

日本弁理士会東海支部

弁理士・弁護士 加藤光宏



問題となる画面例

コンピュータ等に表示される画面は、デザインの要素を多く含んでいるが、意匠法で保護されているのは一部にすぎない。

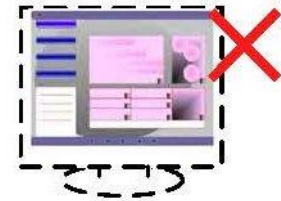
専用機の画面デザイン



汎用機の画面デザイン



ウェブページの画面



保護されない画面例

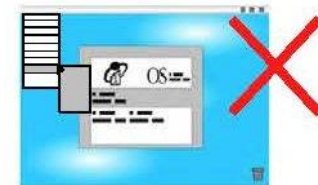
ゲーム実行中の画面



アイコン



OS、アプリケーションの画面

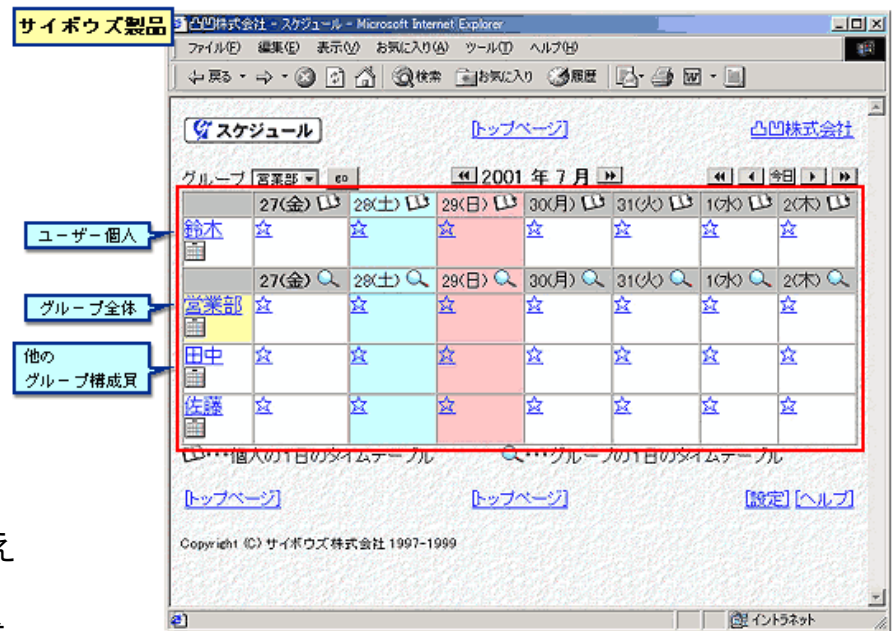


各法律による画面の保護～著作権法、不正競争防止法

コンピュータ画面は、著作権法、不正競争防止法で、理論上は保護され得るが、十分な保護とは言えない。

(例)サイボウズ事件(東京地裁判決2002.9.5)
右図の画面の著作権侵害が争われた事件

- 著作権について
 - 書式の項目の選択やその並べ方などの点で、著作権で保護され得る
 - ビジネスソフトとしての制約等を考えると、保護される範囲は狭い
 - 結論として、被告画面とは非類似とされた
- 不正競争防止法について
(画面表示で、ユーザに紛らわしさを招くか?)
 - ソフトウェア画面は商品を使用する段階で表示されるもの(買う時には基本的に目にしない)
 - 機能に伴う必然的な画面は、商品等表示と言えない
 - 保護を受けられるのは、独自性のある画面構成について広告宣伝がなされている場合などに限られる



各法律による画面の保護～特許、商標、意匠

特許法での保護

- 技術的な要素があれば、画面を特許で保護できる。
- 画面特許の裁判例
一太郎事件(知財高裁判決2005.9.30)



商標法での保護

- コンピュータソフトウェアなどを指定商品として、アイコン、GUIを商標登録することも可能。
- アプリケーションの画面など、「商標」になじまない画面は、保護が受けられない。



国際登録1040850



国際登録1040958

意匠法での保護

- GUI等の画面について意匠登録をうけ得る。
- 登録を受けられる画面が非常に限られている。
(アプリケーションの画面は、登録を受けられない)



意匠登録1396370

意匠法における画面の保護の変遷

昭和61年

物品に必要不可欠な表示
予め組み込まれているもの



平成10年

部分意匠制度導入
(保護対象には変化なし)



産業構造審議会での議論

- グラフィックスシンボルは先行技術の調査の負担が重い
- インターフェースのデザインは模倣も容易なので保護の必要性は高い
- 保護対象となるデザインが過度に拡大するのを避ける

平成18年

物品の操作の用に供される画像を保護
物品または接続したモニターに表示されるもの
ダウンロードや事後的にインストール等した画像は除く

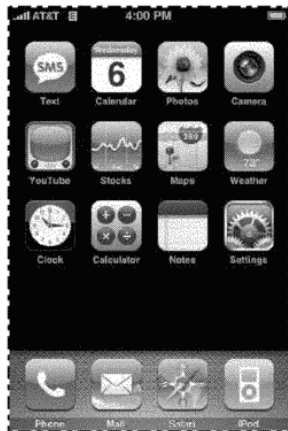


平成19年 iPhone発売

法改正?

諸外国における画面の保護～米国

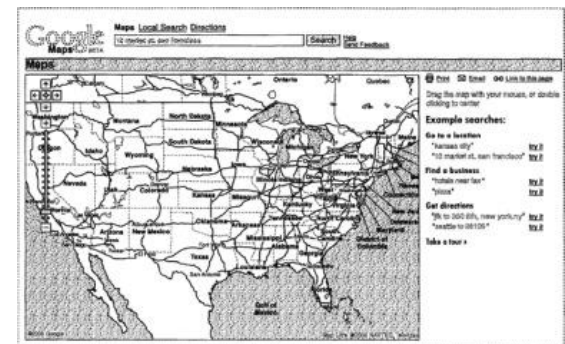
- アイコン等が表示された画面を意匠として登録する。
- GUI、アイコン、ゲームのキャラクター、壁紙など、表示されるあらゆる画像が保護対象となり得る。
- 「画面」の概念が広いため、画像自体を保護したのと同程度の広い権利範囲となる。
- 画面についての紛争事例は、まだ発生していない。



D604, 305
GUI



D639, 818
アプリケーション



D621, 846
ウェブページ

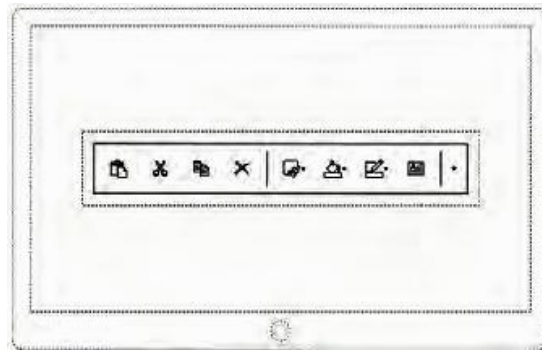
諸外国における画面の保護～欧州

- GUI、アイコン、ゲームのキャラクター、壁紙など、ディスプレイで表示されるデザイン自体が製品として意匠登録を受けられる。
- GUIが表示される物品に関係なく広範に権利が及ぶ。デザイン自体が保護対象なので、印刷物にも及び得る。
- 画面保護の歴史は浅いため、法秩序の形成過程である。画面の侵害に対する判例はない。



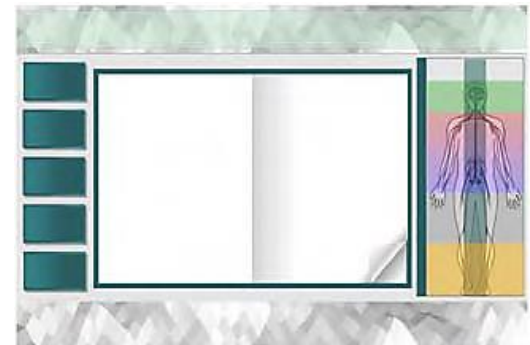
001227201-0043

GUI



001325864-0047

アプリケーション



00061974-0001

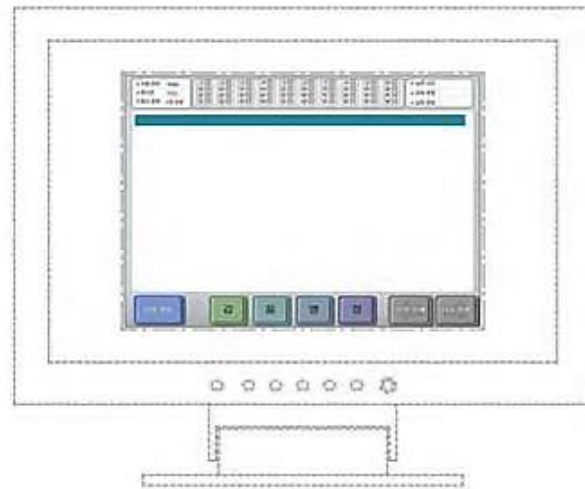
ウェブページ

諸外国における画面の保護～韓国

- 2003年7月から、画像意匠として、アイコン、GUI、その他のグラフィックイメージの登録を認めている。
- 画像事態を保護対象とするわけではなく、物品の液晶画面等に表示した状態を保護するもの。
- 画像デザイン自体を保護対象とする方向で法改正を検討中。



300538670000
移動端末



3005460240000
アプリケーション画面



3006024270000
ウェブページ

諸外国における画面の保護～中国

- 部分意匠制度がないため製品全体の意匠として登録を受ける。
- 専用機としての画面デザインは保護されている。
- GUIを意匠権で保護することを検討中だが具体的動きはない。

中国での登録例

セグメント表示の画面例



03316032. 5

セグメント表示の画面例



200430013767. 5

諸外国における画面の保護～台湾

2013年1月から、アイコン等も意匠登録が可能となった。

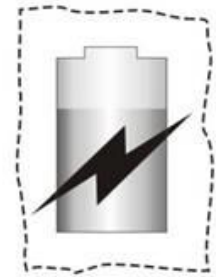
保護される画面の例(審査基準より)

- (1) アイコン等(操作、状態表示用)
- (2) Webページなど複数画像を含む画面
- (3) その他の壁紙、スクリーンセーバなど

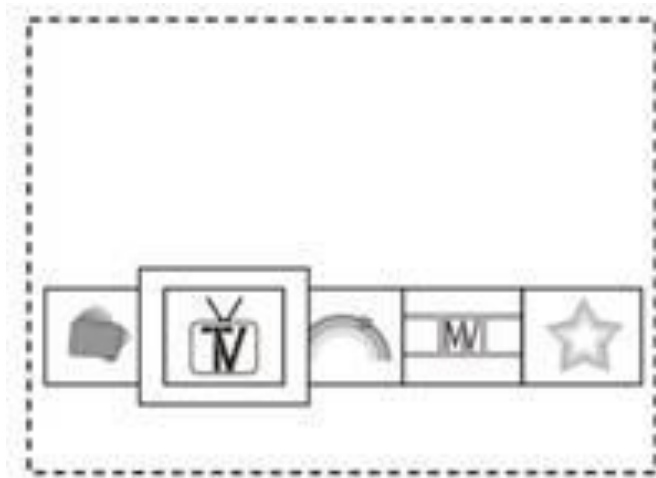
画面は、ほぼ全般にわたって保護されている。



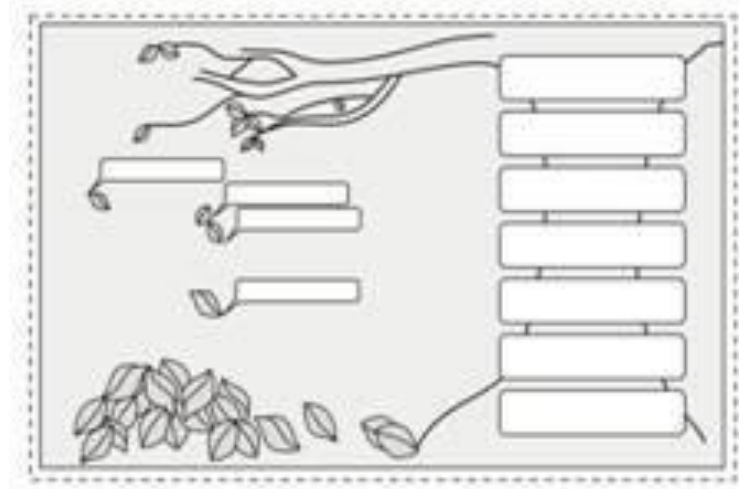
電話アイコン



バッテリーアイコン

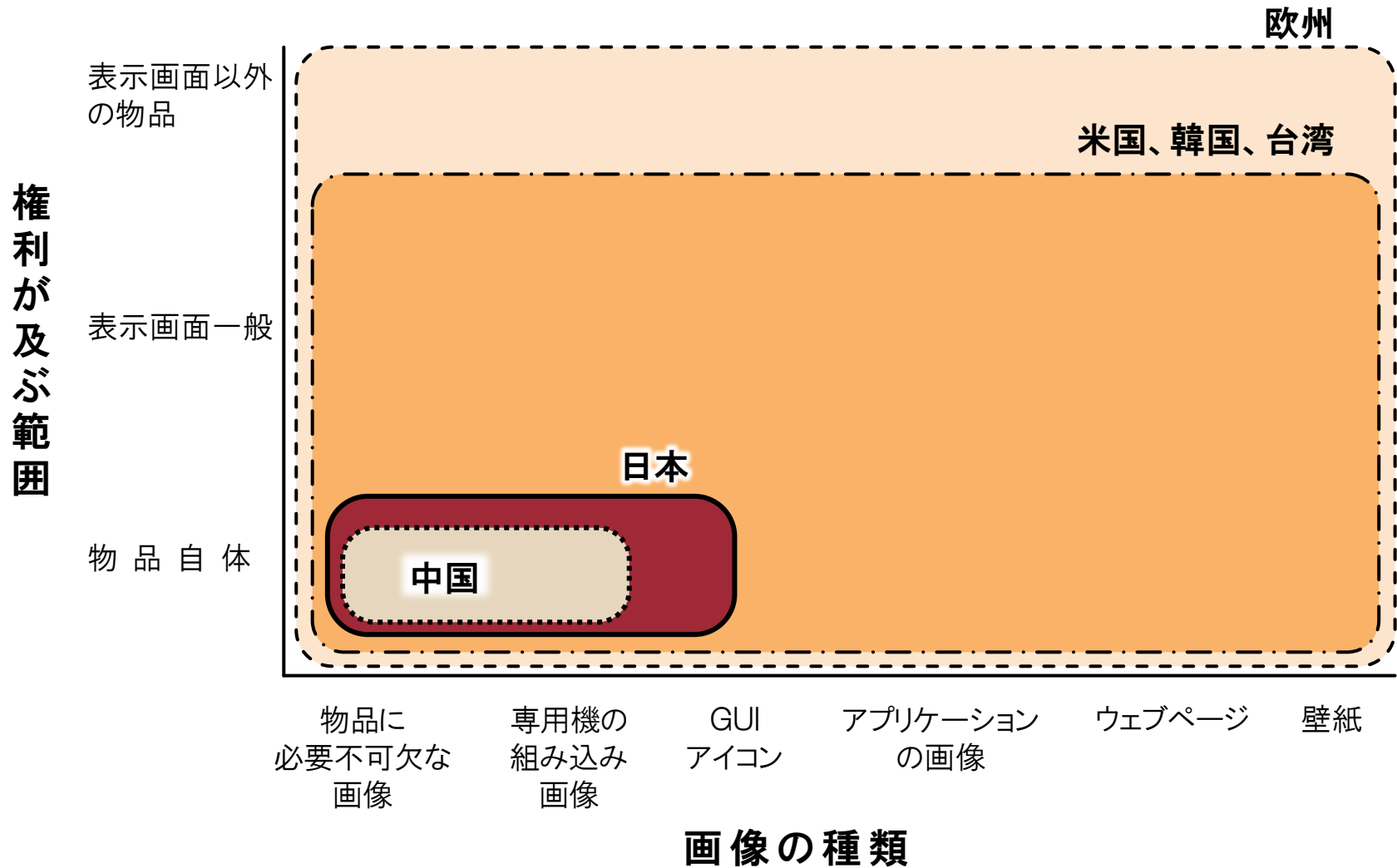


プログラムメニュー



ゲームスクリーン

諸外国における画面の保護～比較



意匠法改正に向けた検討～問題点

積極派

- 諸外国と同様の保護が必要
- 専用機／汎用機という区別は実情に合わない
- プリインストールか、パッケージ販売かで保護の可否が異なるのは不合理
- 組み込みのソフトを、アップデートしたら保護を受けられないのは不合理



「画面」自体の保護を求めたい

- 物品に拘束されては権利範囲が狭くなりすぎる
- 分野に応じて物品の概念を広げるのであれば、従来との整合性は保たれる
- アプリケーションの画面などは、物品と離れて流通しているのが実情である

保護の必要性

物品性

消極派

- 画面は、共通化・標準化すべきもの
- 権利侵害のリスク、他人の権利調査の負担が増大する
- 悪意の第三者による権利行使を懸念する
- 画面デザイン開発の自由度が制約される
- 壁紙等は著作権で保護すべき



従来 of 枠組みで対応したい

- 物品との一体性は、実施行為、類否判断にも影響を与える
- 従来 of 意匠の概念・判例との整合性を保つべきである
- 他人の権利調査の負担が増大する



意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をいう(意匠法2条1項)
意匠の概念(定義)を拡げるか否かの問題

意匠法改正に向けた検討～方向性

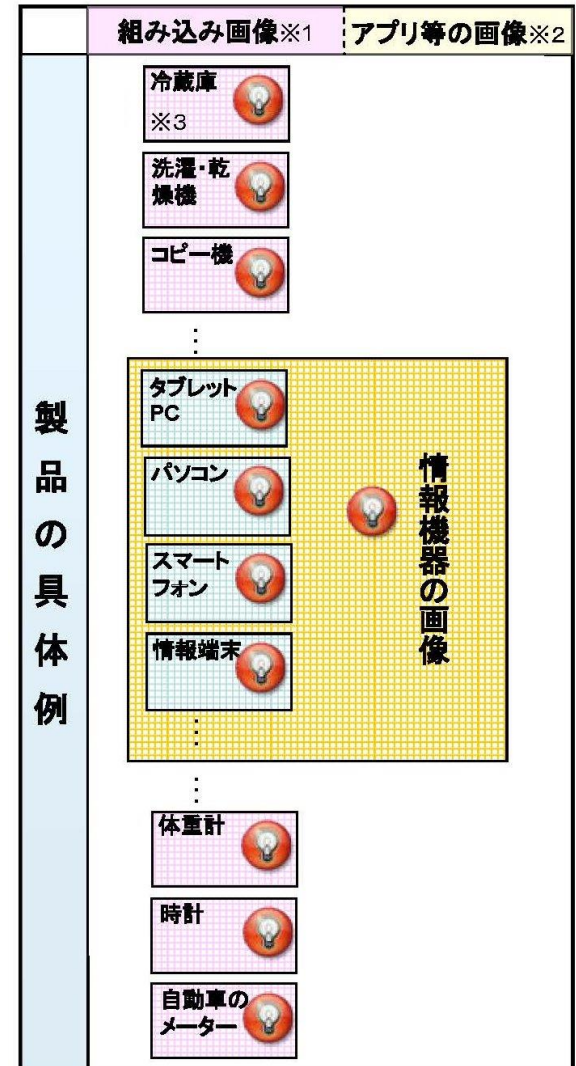
改正の方向性

- 物品に組み込まれる画像デザイン(組み込み画像)は従来通り
- 新たに「情報機器の画像」という意匠権を設定する
情報機器＝利用者が需要に応じて任意の機能を容易に追加することができるもの
(例)パソコン、スマートフォン、タブレットPC等
情報機器の画像＝操作用に限る
壁紙や、単なる情報表示用の画像は含まない
- 情報機器の画像の意匠権は、情報機器の組み込み画像に及ぶ
- 情報機器の画像の意匠権は、情報機器以外の組み込み画像には及ばない



従来よりは拡大されるが、まだ諸外国より狭い！

- 壁紙やアプリケーションの画像(単なる表示)は含まない
- 権利の対象となる「表示機器」が絞られている

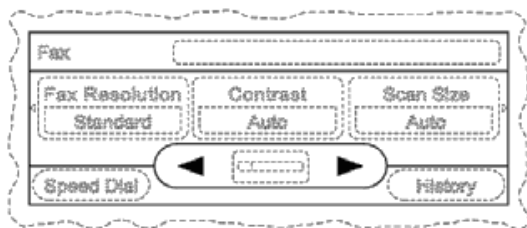


各団体の反応

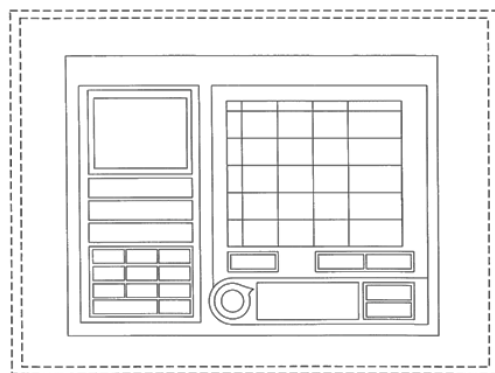
改正の方向性	(社)情報サービス産業協会	(社)電子情報技術産業協会	日本知的財産協会	日本弁理士会	日本弁護士連合会	(社)コンピュータソフトウェア協会
「情報機器の画像」として保護拡張	反対(認めるとしてもスマホまでに留めるべき)	引き続き慎重な審議を望む	保留	基本的に賛成	賛成	強く賛成
「情報機器」の定義	概念が抽象的・広範にすぎる	無限に拡大するおそれがある	無限に拡大するおそれがある			柔軟に幅広く解釈可能とすべき
物品との一体性要件	維持すべき	現在の案では実質的に維持されていない	維持すべき	概念の明確化が必要	緩和することに賛成	
従来型物品と情報機器とを区別する点	反対(権利範囲等で混乱を招く)	かかる解釈の妥当性に疑問	家電がネットに接続されることもある		権利の安定性に資する	
備考	画像の設計に対して「過失の推定」を除外すべき	自由な創作活動の確保を図るべき	クラウドサービスも考慮すべき			創作非容易性、類否等の判断基準の明確化

画面の保護戦略

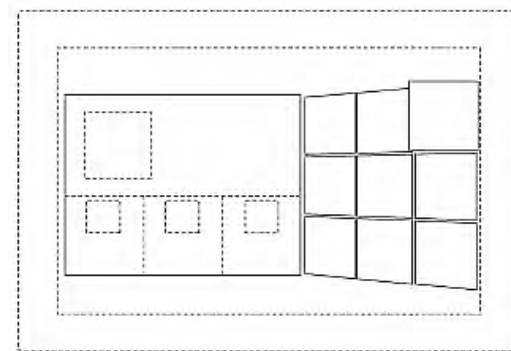
- 日本の意匠法改正の議論は平成24年11月でストップしている。
→今後の法改正の動向を注視すべき
- 価値ある画面については特許・商標での保護を図る。
 - 特許・・・画面自体の機能に着目、画面を表示するための技術(ソフトウェア等)に着目
 - 商標・・・特徴的な画面を宣伝広告等を使用して商標化、アイコンはソフトウェアの商標と捉える
- 価値ある画面は保護を受けられる国で意匠登録を受ける。



ブラザー (米国 D599,373)
(アプリケーション画面)



ソニー (米国 D420,995)
(アプリケーション画面)



ソニー (欧州 001937160-0010)
(アプリケーション画面)